

外国人労働者 問題について

金属労協政策局

わが国に在留する外国人登録者は、2003年に192万人となっているが、このうち就労を行っているものは、80万人近くと推測されている。こうしたなかで、いわゆる単純労働の分野（専門的・技術的とはみなされていない分野）における外国人労働者受け入れを検討すべきとする主張が、政府内、経営者団体などから提案されるようになってきている。これに対し、連合は2004年10月、「外国人労働者問題に関する当面の考え方」をとりまとめたが、金属労協としても、受け入れ論につ

いて、詳細な検討を行い、考え方を整理していく予定である。

日本で働く外国人労働者の状況

わが国で働く80万人近い外国人労働者は、大きく①専門的・技術的分野で働く労働者、②日系人、③留学生・就学生、④外国人研修生・技能実習生、⑤不法就労者に分けることができる。

それぞれの状況は、表1（経産省まとめ）を参照していただきたいが、とくに日系人労働者については、不十分な日本語能力からくる地域社会との摩擦、子どもの教育環境など支援体制の遅れ、犯罪の発生などが指摘されている。来日直後は熱心に勤務し、母国に送金するが、在留が長くなると母国との関係が疎遠になり、有利な条件を求めて

転々とし始めるといわれている。また入国当初は長期滞在を念頭においていないため、子どもの日本語教育に積極的でなく、一方、母国語の教育も行き届かず、これがまた日系人労働者が帰国できない理由になっていると指摘されている。

外国人研修生・技能実習生については、JITCO（国際研修協力機構）によれば、技能実習生の失踪者数が2004年度1175人に達し、ほぼ月平均1000人が失踪していることになる。2004年4月から11月までの8カ月間で18人が事故（労災、交通事故、突然死、不審死、殺人事件など）で亡くなっており、そのほか、研修する職種が来日後、突然変えられてしまう、受け入れ企業の無断変更、時間外研修の実施、研修手当・賃金の未払いや違法な控除、

不法就労者との混在など、人権侵害やルール違反に関わるさまざまな問題が多発している。研修・技能実習修了者が帰国後、研修・技能実習を受けた業務に就いていない、という点も指摘されている。

専門的・技術的とはみなされていない分野への外国人労働者受け入れに関する各方面の提案

こうした状況のなかで、現在は日系人、留学生・就学生、外国人研修生・技能実習生、あるいは不法就労者が従事している、専門的・技術的とはみなされていない分野における外国人労働者受け入れ論が台頭してきている。（表2）

政府の基本姿勢は、1999年に策定された「第9次雇用対策基本計画」で、国内労働者

〈表1〉我が国で活動する外国人の現状と評価

カテゴリー	専門的・技術的労働者 【約19万人】	研修・技能実習生 【約9万人】	日系人 【約23万人】	留学生・就学生 【約10万人※】 ※アルバイト	不法滞在 【約22万人】
入国資格	専門的・技術的分野 (大学教授、芸術家、 企業経営者、研究者 等) 14カテゴリー。	電子機器組立、機械 加工、繊維・衣服製造 等62職種114作業。	日系ブラジル人等 日系人2世、3世及び その配偶者。	・大学等で学ぶ外国 人(留学生) ・日本語学校や高校 等で学ぶ外国人 (就学生)	・観光目的等で入国 後不法に残留。 ・研修・修学・留学 目的で入国後失踪。
就労の可否	在留資格の範囲内 で就労が可能。	研修終了後、受け入 れ企業内で実習生 として就労が可能。	就労可能 (業種制限なし)	勉学に支障のない範 囲でアルバイト可。 (原則業種制限なし)	
問題点	・興行(エンターテ イナー)が約6万人 を占め、さらに増 加傾向(新規入国 者の8割)。 ・技術、技能等の新 規入国者は、横ば いしないし減少傾向。	・研修等の終了後、 能力活用場やさら なる能力向上の 機会が不十分。 ・失踪、賃金未払い 等の問題も発生。	・不十分な日本語能 力に起因する地域 社会との摩擦。 ・子弟の教育環境が 未整備。	・急激な受け入れの拡大に伴い、 不法就労目的での入国も増加。 ・一部に犯罪にまで手を染める ケースも存在。	
必要な対応	制度の適切な見直し が必要。	制度の適切な見直し が必要。	生活/教育環境の 整備を行うとともに 、受け入れに当 たって日本語等日 本社会への適応能 力を求めるべき。	留学ビザの発給要 件の厳格化を行う とともに、アルバ イトなしで学業に 専念できる支援体 制が必要。	厳格な取り締まり及 び生活実態を踏まえ た対応が必要。

(備考) データは2003年現在ストックベース。
(資料) 経済産業省作成。

働市場など日本の経済社会、
国民生活への多大な影響など
から、「十分慎重に対応する」
というものである。しかしな

から2005年6月に発表さ
れた小泉内閣の「骨太方針2
005」では、「国民生活に与
える影響を勘案し総合的な観

点から検討する」とやや前向
きの姿勢が打ち出された。

法務省では、「第3次出入国
管理基本計画」(2005年3
月)において、生産年齢
人口の減少を外国人労働
者で補おうとすることは
適切ではないが、経済の
活力及び国民生活の水準
を維持する必要性などを
勘案しつつ、受け入れに
ついて着実に検討してい
くことを打ち出した。

し、医療、教育、治安など社
会的コストを増大させるとし
ながらも、専門的・技術的分
野と評価されていなかった分
野について、労働力人口が減
少するなかで、一定以上の能
力を有する者を能力に見合っ
た形で、日本人と同等の処遇
を受けることを前提に受け入
れ制度を整備することを提案
している。

外務省の海外交流審議
会も、2004年10月に
発表した答申で、いわゆ
る単純労働者について、
分野ごとに一定限度内で
秩序ある導入を考えると
いう踏み込んだ提案を行
っている。

経済産業省は、「通商
白書2005」(200
5年7月)において、安
い労働力としての外国人
労働者受け入れ促進は、
社会の二層構造化を加速

こうした政府および各府省
の姿勢は、経営側の主張を背
景にしたものと考えられる。
日本経団連は2004年、「外
国人受け入れ問題に関する提
言」を発表し、総人口減少の
埋め合わせに外国人受け入れ
を考へてはならず、労働集約
的で付加価値の低い商品は海
外生産シフトが当然であり、
人件費の安い外国人導入で生
き残りを図ることはできない
との認識を示しつつも、外国
人が日本人の就きたがらない
現場で働いている現実を直視
し、労働力人口減少のなかで、

女性や高齢者を最大限活用しても、日本人では供給が不足する分野はさらに増えるとの認識に立って、質と量の両面で十分にコントロールされた秩序ある受け入れを主張している。

日本商工会議所も2005年3月、「第3次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針に対する意見」を発表し、労働需要の拡大が予想される製造、建設、林業、観光、看護・介護、メイドなどの分野は、受け入れ業種・職種や人数などに一定の上限を課し、滞在期間中の管理の徹底などを条件に、二国間協定による受け入れを検討すべき、との具体的な提案を行った。

一方、社会経済生産性本部は、2005年にまとめた「外国人労働者対策に関する提言」のなかで、「いわゆる単純労働分野受け入れは、今後とも慎重に検討すべき」と

に関する各方面の考え方

連合	日本経団連	日本商工会議所	社会経済生産性本部
連合の外国人労働者問題に関する当面の考え方	外国人受け入れ問題に関する提言	「第3次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針」に対する意見	外国人労働者対策に関する提言
2004年	2004年	2005年	2005年
就労資格の有無にかかわらず、人権尊重、労働基本権、日本人と同等の賃金・労働条件、安全衛生、労働保険確保。	内閣に外国人受け入れ問題本部を設置、特命担当大臣を置く。外国人受け入れ基本法を制定し、外国人庁、多文化共生庁を設立。外国人雇用法を制定し、採用時・離職時の報告を雇用主に課し、外国人雇用データベースを構築。 総人口減少の埋め合わせのためとは考えていない。 多様性のダイナミズムを活かし、国民の付加価値創造力を高めるプロセスに外国人の力を活かす。 労働集約的で付加価値の低い商品は、海外生産シフトが当然。 国内に人件費の安い外国人を導入し、生き残りを図る経営戦略は長続きしない。		当面は厳しい雇用情勢。労働力送出圧力が非常に高い位置にある。国家のグランドデザインを描くという認識で官民あげて十分な検討を。外国人労働者手帳制度導入。
	企業との雇用契約が整っている者に在留資格を。		
廃止を含めた抜本改革が必要。●同一分野での研修・実習を目的とした再入国は認めない。●実習は、研修では取得できないものであることを証明する義務を課す。●暴力、人権侵害、入管法・労働法違反などの事業所への以後の受け入れ禁止。●労働条件の統一調査・管理。	●低賃金の単純労働者を確保するために活用しており、技術移転という本来の目的から乖離。●賃金の問題、失踪など、日本の信用に係わる重大な問題。●日本人に求人しても応募がなく、研修生・実習生がいなければ事業継続できない事実。●研修生・技能実習生受け入れで事業が継続でき、日本人の雇用も守られている。●受け入れ機関の不正行為に対する処分内容の強化。●不適格な研修・実習の場合は、期限前でも帰国。●再研修・再実習の制度化。		受け入れ職種の拡大、同一職種での再研修・再実習制度の創設。
奨学金制度を充実させ、アルバイト許可を厳格化。	魅力的な大学教育プログラム構築、留学生への生活支援、日本語教育の充実・多様化。 国内就職の促進（在留資格変更基準の緩和、インターンシップで在留できる資格の創設、日本留学経験者の在留期間優遇）。	再研修・技能実習の制度化、受け入れ人数枠拡大、在留期間の延長、職種の拡大、手続きの簡素化・迅速化。	
外国人の単純労働を可能とする在留資格、就労資格の緩和は行わない。	●日系人など外国人が日本人の就きたがらない現場で働いている現実を直視。●女性や高齢者を活用しても、日本人では供給が不足する分野は増える。●労働生産性の向上、就労環境・労働条件の改善を図っても、福祉分野、農林水産業では労働力不足が深刻化、いつまでも先送りにできない。●質と量がコントロールされ、職種・技能の要件や人数、期間を明確にし、合理的な基準で客観的な判断による受け入れ。●劣悪な労働条件や生活環境、賃金などの差別は許されない。●受け入れ国、送り出し国双方にメリットのあるものを。	台湾の例を参考に、新たな制度的枠組み導入を真剣に検討すべき。 製造、建設、林業、観光、看護・介護、メイドについては、二国間協定で業種・職種・人数の上限、滞在中の管理の徹底を条件に受け入れ検討。 全国一律が困難ならば、当面、構造改革特区制度で。	非熟練のいわゆる単純労働分野での外国人の受け入れには、今後とも慎重に検討すべき。 現行の技能実習制度を「労働需給調整制度としての派遣システム」として捉え、3K分野を含む多様な分野に派遣。

の姿勢を示しつつも、外国人技能実習生を「労働需給調整制度としての派遣システム」に転換することを提案している。

これに対して連合では、2004年に「外国人労働者問題に関する当面の考え方」をとりまとめ、外国人の単純労働を可能とする在留資格、就労資格の緩和は行わず、学卒未就業者、フリーターやニート問題の解消、高齢者・女性労働力の活用など、まず国内の雇用状況を改善すべき、と主張しているところである。

金属労協はこうした各方面の提案を踏まえ、外国人労働者受け入れ問題に関して、今後詳細な検討を行い、一定の考え方を整理していく予定である。

〈表2〉外国人労働者問題

	日本政府	法務省	外務省	経済産業省
出典	第9次雇用対策基本計画	第3次出入国管理基本計画	海外交流審議会答申	通商白書2005
年	1999年	2005年	2004年	2005年
基本的認識	グローバル化に伴い、世界で通用する専門知識、技術等を有し、異なる教育、文化等を背景とした発想のできる専門的、技術的分野の外国人労働者に対するニーズが高まる。	世界で通用する高度人材はわが国の国際競争力を強化していく観点から重要。社会保障制度など他行政と連携して、円滑な受け入れを推進。 生産年齢人口の減少を量的に外国人労働者受け入れで補おうとするのは適切ではない。	従来の方針は基本的に維持するとしても、単純労働者の受け入れについて、分野ごとに一定限度内で秩序ある導入などについて議論し、長期的に適応できるような国民的合意形成。	●労働力人口の維持をメインターゲットとすることは現実的でない。●体力と根気を必要とする製造現場の仕事など、若年者の不足する中小製造企業について、外国人受け入れの在り方検討が必要。●付加価値の高い外国人労働者受け入れは、1人あたりGDP向上に寄与との議論は、社会的コスト、国内労働市場への影響を考慮しなければならない。●単に安い労働力としてのみ外国人労働者をとらえ、長期的な受け入れを促進することは、社会の二層構造化を加速し、社会的コストを増大させる。低賃金を前提とした企業活動は、日本人若年労働者の確保を更に困難にする。
日系人	公的就労経路の充実、雇用管理の改善。			
外国人研修生・技能実習生		制度の趣旨の周知・徹底、実態調査の強化、不正機関の3年間受け入れ停止。 技能実習の在留資格創設。 企業単独型研修の要件緩和、団体管理型の管理責任強化。	研修生の適切な選抜、適正な受け入れ体制。	制度の趣旨に則った適正化。
留学生・就学生	就職支援等の充実。	教育内容の充実、適切な入学選抜、在籍管理、奨学金制度の充実、宿舍の確保。 メリハリのある審査、卒業後、就労資格への変更手続きの円滑化。	厳格な在留資格審査、受け入れ支援(奨学金、宿舍、学生割引制度の適用)。	卒業後のフォローアップ体制の充実。 東アジア域内での高度人材の相互交流ネットワーク。
専門的・技術的とみなされていない分野の労働者	経済社会と国民生活に多大な影響。送り出し国や本人にとっての影響も大きい。国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応。労働力不足への対応としての受け入れは適当でなく、高齢者・女性等が活躍できる雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善が重要。	け現在では専門的・技術的分野とは評価されていない分野の受け入れについて着実に検討。 産業分野、受け入れ要件だけでなく、国内治安、労働市場、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等、正負両面の影響を十分勘案。 介護については、受け入れの可否、方策について検討。		正負両面の影響を十分勘案した上で、その受け入れについて着実に検討する必要がある。 二重構造社会回避のため、一定以上の能力を有する者を能力に見合った形で、日本人と同等の処遇を前提に受け入れ制度整備。 経済・社会に与える影響、国民的コンセンサスが重要。